

平成22年9月17日

第2215号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 優良図書等の推奨（453・県民文化政策課）…………… 1
- 青少年に有害な図書類の指定（454・県民文化政策課）…………… 2
- 道路区域の変更（455、456・仙北地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（457・平鹿地域振興局総務企画部）…………… 3
- 道路区域の変更（458・平鹿地域振興局建設部）…………… 3

## 公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 4

## 議会告示

- 請願書取扱規程の一部を改正する規程（1・議事課）…………… 4

## 教育委員会規則

- 秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（17・特別支援教育課）…………… 4

## 教育委員会公告

- 秋田県立特別支援学校の生徒の募集（特別支援教育課）…………… 5

## 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（93）…………… 6
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（94）…………… 6
- 政治団体の解散の届出（95）…………… 7
- 政治団体の収支に関する報告書（96）…………… 7

## 告 示

## 秋田県告示第453号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第5条の2第1項の規定により、次の図書を優良な図書として推奨し、平成22年9月17日から施行する。

平成22年9月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 図書

番号	題 名	発 行 所	著 者 等	推 奨 理 由
1	村守る、命かけても	秋田魁新報社	梁瀬 均 (秋田県出身)	天保の大飢饉で、秋田県の地元村民を飢餓から救うために私財を投げ打って貢献した聖農高橋正作の実話が紹介され、青少年に生きる力や奉仕の精神を呼び起こさせる内容となっている。
2	走りたいよう天国の草原を	秋田魁新報社	池田 まき子 (秋田県出身)	義足を着けたキリンがひたむきに生きる姿を紹介しながら、青少年に相手を思いやる心や命の尊さ、勇気呼び起こさせる内容となっている。
3	どうしても描きだ かった60年前のえ につき	小 学 館	おくやま ひさし (秋田県出身)	終戦直後の秋田の人々の暮らしぶりや自然の素晴らしさを平易な文章とイラストにより描いたものであり、青少年の郷土愛を育む内容となっている。
			野坂 昭如	戦争により海岸に砲撃を受けて逃げまどう少年と、その海岸で淡々と産卵するウミガ

4	ウミガメと少年	スタジオジブリ	絵：男鹿和雄 (秋田県出身)	メとのそれぞれの生き様を物語にし、背景画を用いて、青少年に平和と生命の尊さを呼びかける内容となっている。
---	---------	---------	-------------------	--

## 秋田県告示第454号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成22年9月17日から施行する。

平成22年9月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	発行日（平成22年）
10637	35歳からの恋愛	(株)メディアックス	7月27日
10638	MAN-ZOKU	(株)イー・ジェイプランニング	9月1日
10639	裏モノJAPAN	(株)鉄人社	9月1日
10640	TATTOO BURST	(株)コアマガジン	9月15日
10641	月刊 ビタミン	(株)竹書房	7月30日
10642	人妻熟女プレイ情報	(株)青空出版	7月26日
10643	遊名人	(有)アンチ・メディア	7月25日
10644	ザ・ベストマガジン	KKベストセラーズ	7月25日
10645	ザ・ベストスペシャル	KKベストセラーズ	8月5日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。		

## 秋田県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年9月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	角館六郷線	仙北郡美郷町千屋字下相野213番2地先から中野字打上308番3地先まで	8.00～51.00	0.440
	新	角館六郷線	〃	8.00～36.00	0.440

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年9月17日から同月30日まで

## 秋田県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年9月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	長信田羽 後長野停 車場線	A	大仙市太田町齊内字南開148番9地先から149番1地先まで	14.70~19.00	0.094
			B	〃	5.40~14.50	0.074
	新	長信田羽 後長野停 車場線	大仙市太田町齊内字南開148番9地先から149番1地先まで	14.70~19.00	0.094	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年9月17日から同月30日まで

## 秋田県告示第457号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 処分をした年月日

平成22年9月8日

## 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社 小田島建設

横手市睦成字吉沢上台69番地10

代表取締役 小田 篤 信勝

秋田県知事許可（般-19）第10723号

## 3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業許可の取り消し

## 4 処分の原因となった事実

平成22年9月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 秋田県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年9月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	湯沢雄物 川大曲線	A	横手市雄物川町薄井字薄井73番1地先から大雄字六町367番1地先まで	4.50~21.00	2.713
			B	〃	10.80~133.50	2.201
	新	湯沢雄物 川大曲線	横手市雄物川町薄井字薄井73番1地先から大雄字六町367番1地先まで	4.50~21.00	2.713	

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年9月17日から同月30日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名  
横手市平鹿町醜鬮字関合67番地

山 田 昇

議 会 告 示

秋田県議会告示第一号

請願書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年九月十七日

秋田県議会議長 富 樫 博 之

請願書取扱規程の一部を改正する規程

請願書取扱規程（平成十一年議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

請願書等取扱規程

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「請願書」の下に「、陳情書等」を加える。

第十二条を第十五条とし、第十一条の次に次の三条を加える。

（議長による取下げの許可）

第十二条 議長は、請願を委員会に付託するまでの間に提出者から取下げの申出があったときは、その取下げを許可することができる。

（委員会による訂正の許可）

第十三条 委員会は、付託された請願について提出者から内容の訂正の申出があったときは、その内容の訂正を許可することができる。

（取下げ又は訂正の許可の処理）

第十四条 委員会に付託された請願について提出者から取下げ又は内容の訂正の申出があったときは、議長は、直ちに委員長にその旨を通知しなければならない。

2 委員会が会議規則第九十八条の取下げの許可又は前条の規定による内容の訂正の許可をしたときは、委員長は、議長にその旨を報告するものとする。

3 議長は、第十二条の規定による許可をし、又は前項の規定による報告を受けたときは、議員にその旨を通知するものとする。

4 第八条の規定は、請願の取下げ又は内容の訂正の許可をした場合について準用する。

附 則

この規程は、平成二十二年九月十七日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月十七日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第十七号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校学則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県立盲学校高等部専攻科の項中「九」を「一八」に改め、同表秋田県立聾学校高等部の項中

普 通

産 業 技 術

印刷情報  
情報デザイン  
科

ン	三年	一六
科		八
科		二四
科		二四

を

科	三年	二四
情報デザイン科		二四
産業技術科		二四
普通科		二四

に改め、同表秋田県立秋田きらり支援学校

高等部の項中「六一」を「四六」に改め、同表秋田県立比内養護学校本校高等部の項中「八八」を「九六」に改め、同表秋田県立栗田養護学校高等部の項中「八」を「一六」に改め、同表秋田県立ゆり養護学校高等部の項中「五七」を「六五」に改め、同表秋田県立横手養護学校高等部の項中「五四」を「六一」に改め、同表秋田県立福川養護学校高等部の項中「三五」を「三〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

教育委員会公告

平成23年度に秋田県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科に入学する生徒並びに幼稚部に入学する幼児を次のとおり募集するので、秋田県立特別支援学校学則（昭和60年秋田県教育委員会規則第8号）第9条の規定により、公告する。

平成22年9月17日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

高等部及び高等部専攻科の課程

- 1 入学願書の提出期日及び提出先
  - (1) 提出期日 平成23年1月14日（金）から同月24日（月）まで
  - (2) 提出先 各志願先特別支援学校長
- 2 入学選考期日及び選考内容
  - (1) 期日 平成23年3月3日（木）
  - (2) 内容 各特別支援学校の志願者の実態に応じて面接等を行う。
- 3 募集する学校名、部科名、学科名及び人員

学 校 名	部 科 名	学 科 名	募 集 人 員
秋 田 県 立 盲 学 校	高 等 部	普 通 科	男女 8名
		保 健 理 療 科	男女 8名
	高 等 部 専 攻 科	生 活 情 報 科	男女 5名
		保 健 理 療 科	男女 9名
		理 療 科	男女 9名
秋 田 県 立 聾 学 校	高 等 部	普 通 科	男女 8名
		産 業 技 術 科	男女 8名
		情 報 デ ザ イ ン 科	男女 8名
	高 等 部 専 攻 科	産 業 技 術 科	男女 9名
		情 報 デ ザ イ ン 科	男女 9名
秋 田 県 立 秋 田 き ら り 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	男女 11名
秋 田 県 立 比 内 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女 32名
秋 田 県 立 能 代 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女 16名
秋 田 県 立 養 護 学 校 天 王 み ど り 学 園	高 等 部	普 通 科	男女 16名

秋 田 県 立 栗 田 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	24名
		環 境 ・ 福 祉 科	男女	8名
秋 田 県 立 ゆ り 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	27名
秋 田 県 立 大 曲 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	24名
秋 田 県 立 横 手 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	24名
秋 田 県 立 稲 川 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	男女	11名

## 4 合格者の発表 平成23年3月10日(木)

## 幼稚部の課程

- 1 募集学校 秋田県立盲学校、秋田県立聾学校<sup>ろう</sup>
- 2 募集人員 男女5名
- 3 入学願書の提出期日及び提出先
  - (1) 提出期日 平成23年1月14日(金)から同月24日(月)まで
  - (2) 提出先 各志願先特別支援学校長
- 4 就学相談・選考期日 平成23年3月3日(木)
- 5 合格者の発表 平成23年3月10日(木)

## 選挙管理委員会告示

## 秋選管告示第93号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、平成22年8月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年9月17日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 政党

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
民主党秋田県第2区総支部	川 口 博	本 間 直 人	大館市清水二丁目1-68	衆議院議員	平成22年8月4日

## 秋選管告示第94号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定により、平成22年8月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年9月17日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党秋田県看護連盟支部	代 表 者	土 田 妙	菅 レイ子	平成22年8月3日
自由民主党秋田県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	秋田市八橋本町三丁目13-17	秋田市山王四丁目6-12	平成22年8月10日
	会 計 責 任 者	南 都 洋	村 上 文 人	
自由民主党秋田県衆議院支部	政治団体の名称	自由民主党秋田県衆議院支部	自由民主党秋田県第一選挙区支部	平成22年8月10日
	主たる事務所の所在地	秋田市將軍野南五丁目11-7	秋田市山王四丁目6-5	
自由民主党五城目町支部	会 計 責 任 者	館 岡 隆	菊 地 耕 作	平成22年8月25日

## 2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
秋田県看護連盟	代 表 者	土 田 妙	菅 レイ子	平成22年8月3日
秋田県中小企業団体政治連盟	代 表 者	塩 田 謙 三	米 澤 實	平成22年8月4日
石井ひろお後援会	主たる事務所の所在地	秋田市八橋本町三丁目13-17	秋田市山王臨海町2-35	平成22年8月10日
	会 計 責 任 者	南 都 洋	能 登 祐 一	
獅子の会	会 計 責 任 者	高 野 陽 子	鈴 木 陽 子	平成22年8月25日
村岡敏英後援会	会 計 責 任 者	高 野 陽 子	鈴 木 陽 子	平成22年8月25日

## 秋選管告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成22年8月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成22年9月17日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
柳楽芳雄後援会	保 坂 彰 男	平成22年8月20日	平成22年8月20日

## 秋選管告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成22年9月17日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

## II 報告書の要旨

## 1 収入及び支出のある団体

## (1)その他の政治団体

政治団体の名称 柳楽芳雄後援会（平成22年分）

報告年月日 平成22年8月20日

## ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

4,772円

前年からの繰越額

4,772円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

正

誤

ページ

行

誤

正

平成22年2月19日（第2156号）掲載の秋田県告示第80号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

2

5

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの

は、次のとおりとする。

平成22年4月23日(第2174号)掲載の秋田県告示第210号(保安林予定森林の指定通知)  
(原稿誤り)

3 | 20 | 仁村大林字小田瀬下モ91の1

| 仁村大林字小田瀬下モ94の1

発行者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印刷所 株式会社 松原印刷社

印刷者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号